

パートナー・スポンサー規程

（目 的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第3条に賛同し、本連盟の活動を支援する協賛企業のうち、パートナー及びサプライヤーに関する基準及び権益等を定め、本連盟の社会的信用及び本連盟と協賛企業相互の利益を確保することを目的とする。

（種 別）

第2条 協賛企業の種別（以下「カテゴリー」という。）は、第4条及び第5条に定めるとおりとする。

（権 益）

第3条 第4条及び第5条に定める各カテゴリーの権益は、原則として別紙に定めるとおりとする。

（パートナーの種別及び定義）

第4条 パートナーの種別及び定義は以下のとおりとする。

- （1）「日本水泳連盟オフィシャルパートナー」とは、本連盟の事業全般において協同する協賛企業をいう。
- （2）「水泳日本代表オフィシャルパートナー」とは、本連盟の日本代表チームの活動全般において協同する協賛企業をいう。

（スポンサーの種別及び定義）

第5条 スポンサーの種別及び定義は以下のとおりとする。

- （1）「水泳日本代表オフィシャルスポンサー」とは、本連盟の日本代表チームの活動全般を支援する協賛企業をいう。
- （2）「競泳日本代表オフィシャルスポンサー」とは、本連盟の競泳日本代表チームの活動を中心として支援する協賛企業をいう。
- （3）「飛込日本代表オフィシャルスポンサー」とは、本連盟の飛込日本代表チームの活動を中心として支援する協賛企業をいう。
- （4）「水球日本代表オフィシャルスポンサー」とは、本連盟の水球日本代表チームの活動を中心として支援する協賛企業をいう。
- （5）「AS日本代表オフィシャルスポンサー」とは、本連盟のアーティスティックスイミング日本代表チームの活動を中心として支援する協賛企業をいう。
- （6）「OWS日本代表オフィシャルスポンサー」とは、本連盟のオープンウォータースイミング日本代表チームの活動を中心として支援する協賛企業をいう。

(7)「大会スポンサー」とは、本連盟が主催する競技会を支援する協賛企業をいう。

(8)「日本水泳連盟サポートスポンサー」とは、前7号に該当する以外の支援をする協賛企業をいう。

- 2 前項に定めるカテゴリーのほか、本連盟は、特定のイベントごとに協賛企業を募集することができる。

(個別契約)

第6条 本連盟と協賛企業は、本規程に基づき、協賛内容に関する個別契約を締結する。

(スポンサー料等)

第7条 協賛企業のスポンサー料は、別に定める基準に基づき、本連盟と協賛企業の協議により決定する。

- 2 本連盟と協賛企業の協議により、前項のスポンサー料の全部又は一部の履行を、物品提供をもって代えるできる。

(独占権の付与)

第8条 本連盟は、第4条第1号及び第2号並びに第5条第1号乃至第7号の協賛企業に対し、その事業分野等における第3条の権益の独占権を付与することができる。

(契約期間)

第9条 本連盟と協賛企業の個別契約は、原則として1年以上とする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 協賛企業（代表者、役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者を含む。以下本条において同様。）は、現在または将来にわたって次の各号に掲げる事項を表明し、保証する。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が、集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行い、または行うことを助長するおそれのある団体をいう）でないこと
- (2) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これに類する団体または個人でないこと
- (3) 自らまたは第三者をして、暴力、威迫、詐欺、名誉毀損その他違法もしくは不当な手段を駆使して、経済的利益を追求し、または相手方の事業運営に支障をきたす行為を行う団体または個人でないこと
- (4) 前各号に該当する団体もしくは個人またはそれらと密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）との間において取引、利用、その他社会的に非難される関係を有していないこと

(5) 株主、出資者または融資者であって自らの経営を実質的に支配する者が反社会的勢力等でないこと

(6) その他前各号に規定する団体または個人に準ずるものでないこと

(諸規程の遵守)

第 11 条 協賛企業は、本連盟及び公益財団法人日本オリンピック委員会等の本連盟が加盟している団体の諸規程又はガイドラインを遵守しなければならない。

(改 廃)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、2025（令和 7）年 4 月 1 日より施行する。

別紙1 権益の定義

- ① 呼称権・・・協賛企業が、そのカテゴリーの呼称を協賛企業及び協賛企業の広告、販促活動等において公表できる権利
- ② ロゴマーク使用权・・・協賛企業が、そのカテゴリーの呼称を併せて本連盟のロゴマークを協賛企業及び協賛企業の広告、販促活動等において使用できる権利
- ③ 協賛企業ロゴ等掲出権・・・協賛企業の企業名称・ロゴ・カテゴリーを本連盟のウェブサイト・広報誌に掲出できる権利
- ④ 画像・映像使用权・・・本連盟の保有する画像・映像を協賛企業及び協賛企業の商品、広告、販促活動等において使用できる権利（但し、本連盟への事前申請を要する）
- ⑤ 商品化権・・・協賛企業が、本連盟の名称、ロゴ、画像・映像を使用した商品を製造・販売できる権利（但し、本連盟への事前申請を要する）
- ⑥ 集団肖像使用权・・・本連盟日本代表チーム又は日本代表選手の集団肖像（日本代表選手3名以上で構成される集団の肖像）を協賛企業及び協賛企業の商品、広告、販促活動等において使用できる権利（但し、本連盟への事前申請を要する）
- ⑦ 公式記者会見バックボードへのロゴ掲出権・・・本連盟日本代表チームの公式記者会見のバックボードに協賛企業の企業名称・ロゴ・カテゴリーを掲出できる権利
- ⑧ 日本代表チーム公式ウェアへのロゴ掲出権・・・本連盟日本代表チームの公式ウェアに協賛企業のロゴを掲出できる権利
- ⑨ 大会への被招待権・・・協賛企業が支援する競技会の招待券の提供を受けられる権利
- ⑩ 大会における広告掲出権・・・本連盟が主催する競技会の告知物、大会プログラム、ポスター、チラシ及び会場露出物に協賛企業のロゴを掲出できる権利並びに会場ビジョンにおけるコマーシャルフィルムを放映できる権利

別紙２ 権益一覧表

権益	日本水泳連盟 オフィシャル パートナー (第４条(1))	水泳日本代表 オフィシャル パートナー (第４条(2))	水泳日本代表 オフィシャル スポンサー (第５条(1))	各種目日本代表 オフィシャル スポンサー (第５条(2)～(6))	大会 スポンサー (第５条(7))	日本水泳連盟 サポート スポンサー (第５条(8))
①	○	○	○	○ ※ 1	○ ※ 4	○
②	○	○	○	○		○
③	○	○	○	○		○
④	○	○	○	○		
⑤	○	○	○	○		
⑥	○	○	○	○ ※ 2		
⑦	○	○	○	○ ※ 3		
⑧	○	○				
⑨	○	○	○	○	○ ※ 5	
⑩	○				○	

※ １・・・当該カテゴリーの種目に限定して認められる。

※ ２・・・当該カテゴリーの種目に限定して認められる。

※ ３・・・当該カテゴリーの種目に限定して認められる。

※ ４・・・当該大会における協賛企業としての呼称権に限定して認められる。具体的には、
競技会名を付した後に「スポンサー」と呼称することができる。

※ ５・・・協賛企業が支援する大会の招待券に限定して認められる。